

高知龍馬空港新ターミナルビル  
共用チェックインシステム導入委託業務  
仕様書

令和8年2月

高知県総合企画部交通運輸政策課

## 1.1 委託業務名

高知龍馬空港新ターミナルビル共用チェックインシステム導入委託業務

## 1.2 委託期間

委託契約締結日から令和9年1月15日

## 1.3 履行場所

高知龍馬空港（高知県南国市久枝乙 58 番地）

## 1.4 業務概要

高知龍馬空港新ターミナルビル整備に係る空港特殊設備として、施設内のカウンター、ゲートに、搭乗に必要となるリーダー、プリンター、その他操作端末の新設を行い、出国対応を行うシステムを構築する。

## 1.5 設置場所・台数

員数、場所、サイズ等は別図のとおりとする。

## 1.6 設置等仕様

- 1.6.1 操作端末は県が指示する什器へ設置すること。その際、ノート PC 等の持ち出し可能な機器については盗難防止処置を施すこと。
- 1.6.2 設置箇所に必要となる電源および通信線、ネットワーク用通信アウトレットについては県の指定する工事業者に対し作業指示を行うこと。
- 1.6.3 設置前に設置方法、通信線・供給電源の確認、各機器間のケーブル処理方法等について検討し、施工図面を作成のうえ県及び設計監理者に提出して承諾を得ること。なお、モニターおよび表示装置の保守作業等を考慮した施工方法とすること。
- 1.6.4 供給電源は別途定める電気設備コンセント形状に適合させるとともに、容易に外れないよう装置本体電源プラグと接続すること。
- 1.6.5 通信線は用意された通信用アウトレットから有線 LAN ケーブルにより表示装置へネットワーク接続することを前提とするが、やむを得ず無線 LAN 等を使用する場合は、他の通信との混信等により本業務の通信が妨げられないことを考慮した設置とすること。また、施工前に電波状況を確認し、その結果を踏まえた提案により施工とすることとし、導入後の通信障害（混信等）が発生した場合は、改善に向けた調査、改修を保証すること。
- 1.6.6 搬入・設置・調整作業については、周囲の設備も含め、細心の注意を払うこと。また、他の工事・作業が同時期に行われる場合は、関係者との調整を適時かつ適切に実施するとともに、県から工程会議等への出席の要請があった場合は、必要

な資料を作成の上、出席すること。

1.6.7 本作業に関するマスタースケジュールを作成し、提案すること。

#### 1.7 機器要件

本システムにおいて導入する機器要件は別図のとおりとする。

#### 1.8 教育

空港職員及び航空会社職員が運用・保守する上で必要な知識及び操作方法等について、マニュアルと本導入機器により、空港職員及び航空会社職員等へ事前教育を実施すること。

- ① 空港職員及び航空会社職員への教育は、操作及びその他必要な事項を行うこと。（日本語マニュアルを提出のこと。）
- ② 実施時期については、機器導入後速やかに実施すること。
- ③ 実施回数については、職員との協議による。
- ④ 実施場所については、職員が指定する場所とする。

#### 1.9 保守体制

機器導入後、別途保守契約を行うものとする。

#### 1.10 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ① 機器仕様書 3部（電子データ：要）
- ② 各種試験及び検査成績書 3部（電子データ：要）
- ③ 取扱説明書 3部（電子データ：要）
- ④ その他、本仕様書に基づき発注者が必要と認め作成した資料（電子データ：要）

※上記電子データは原則 PDF 形式とするが、必要に応じ県が指定する他の形式により提出するものとする。

#### 1.11 その他留意事項

- ① 本仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- ② 受託者は、本業務を実施するにあたり、県及び設計監理者と十分な調整を行うこと。
- ③ 本業務を円滑に遂行するため、県は受託者に対し、必要に応じて業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ④ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議の上定めるものとする。

以上